

人間科学研究所通信

Newsletter of the Institute of Human Sciences
Musashino University

| 第2号 |

目次

Contents

特集：人間科学研究所・心理臨床センター共催 有明キャンパス開設記念シンポジウム「犯罪被害の諸相」

平川和子「24時間ホットラインから見えてくる性暴力被害の実態と対応」—— 2

番 敦子「性暴力被害者への法的支援の現状と課題」—— 2

太田達也「性犯罪被害の予防」—— 3

小西聖子「武蔵野大学心理臨床センターにおける性暴力被害者の中長期支援の報告」—— 3

人間科学研究所構成員一覧 —— 4



2012年11月23日(金)、武蔵野大学有明キャンパスにおいて、人間科学研究所・心理臨床センターの共催で、有明キャンパス開設記念のシンポジウム「犯罪被害の諸相」が開催されました。全国の大学・研究機関・公共団体・施設などから多数のご参加をいただきました。シンポジウム終了後、心理臨床センターの施設見学会、ならびにシンポジストの先生方を囲んで懇親会が開催されました。

人間科学研究所・心理臨床センター共催
有明キャンパス開設記念シンポジウム

犯罪被害の諸相



24時間ホットラインから見えてくる性暴力被害の実態と対応

性暴力救護センター・東京(SARC東京)代表 平川 和子

1年の準備期間を経て2012年6月に性暴力センター SARC東京が開設した。講演ではSARCにおける24時間ホットラインから見えてくる性暴力被害者の実態と対応について報告された。

SARCは性暴力被害直後の女性と子どもへの24時間ホットラインである。35人の支援員が四交代で電話相談を受けている。必要に応じ、面接や産婦人科医療を提供、警察との連携、弁護士や精神科医の紹介、日常的な生活を取り戻すための生活再建など、継続的な総合的支援を行っている。

2011年の全国都道府県警及び警視庁の強姦・強制わいせつ罪認知件数は強姦で1185件、強制わいせつで6870件であった。東京都は強姦が178件、強制わいせつが837件であった。SARCでの相談の実態、つまりどのような電話があり、どのように対応したか、ということについては、2012年6月から10月までの段階において、電話相談702件、来所相談40件、婦人科診察(初診、急性期)は14人、弁護士紹介4人、精神科医紹介1人、弁護士事務所へのスタッフの同行が11件であった。SARCの先駆けである大阪のSACHICOでは初診人数が54人、来所相談が159人とSARCよりも多い。SACHICOとの差を考えるのは時期尚早であるが、利用者数の違いの理由として、両者の立地の違いと、SACHICOは総合病院であるため利用者数が多いと考えられる。

平川 和子 (ひらかわ かずこ)

SARC東京代表、東京フェミニストセラピーセンター所長。お茶の水女子大学修士課程修了。先進的なDV被害者支援活動を早くから行う。2012年東京におけるレイブワントップセンター SARC東京を設立。内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員。



性暴力被害者への法的支援の現状と課題

弁護士(第二東京弁護士会所属) 番 敦子

性暴力被害者は、被害について他の人に相談することができない人が多いが、中には弁護士に相談に来る人もいる。しかし相談に来ても、その中で刑事事件として動く事件はごくわずかである。なぜなら事件のほとんどが親告罪であり、かつ警察の告訴の受理のハードルがとても高いからである。法律に明示されている要件を満たしているかどうか、警察担当者の個々の価値観の違い、被害者の属性などが問題となり、警察の受理の判断は明確でないのが現状である。また性暴力被害者は重篤な精神的被害を受けているにもかかわらず、弁護士が警察にずっと付き添うことはできないこと、時間が経過してからの現場保存などの客観的証拠が乏しくなっているなど、刑事事件としての対応の困難さがある。根本的には刑法における性犯罪の規定をもう一度見直すべきではないかと思われる。

民事損害賠償の場合、個人の被害回復という視点が中心である。示談交渉、調停、仲裁という手続は、いずれも非公開で行われる。民事裁判の場合もプライバシーの秘匿に一定の配慮が可能である。近年、性被害では被害賠償の慰謝料も高くなっている。自分の例を他の弁護士などに示すなどして、全国的な慰謝料の高額化を目指している。

二次被害も重要である。司法過程に二次被害の問題はつきまともの

番 敦子 (ばん あつこ)

番弁護士事務所主査。東京外国语大学大学院修了。第二東京弁護士会所属。DV、セクハラ、性犯罪等、女性が被害者である事件を多く手がける。日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会副委員長。内閣府犯罪被害者等基本計画検討会委員。内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員。



性犯罪被害の予防

慶應義塾大学 法学部教授 太田 達也

性犯罪においては、強姦の加害者、強制わいせつの加害者、ともに50%前後が再犯者である。つまり、加害者の約半数が1度は検挙されており、再犯を抑止する機会があつたことになる。また刑期を終えての満期釈放後に再び刑務所に入所(再入)する割合は5年以内では約5割であり、仮釈放となった者でも6人に1人が再入している。特に13歳未満の者に対し性犯罪を行った者が性犯罪の再犯をする割合が2倍以上高いことがわかっている。こうした高い再犯率から性犯罪受刑者の処遇や釈放についての検討が不可欠である。

まず、以前は任意であった性犯罪に関する処遇については、平成17年及び18年の刑事収容施設法および平成19年の更生保護法の制定により、受刑者や保護観察対象者に認知行動療法に基づいた処遇プログラムを義務づけることが可能となった。

しかし、近年、仮釈放になる者の割合(仮釈放率)がやや低下傾向にあり、特に性犯罪受刑者の仮釈放率の低下が著しい。これは釈放後に保護観察を受ける受刑者の割合が少なくなっていることを意味する。さらに、性犯罪者が再犯を犯すリスクの高い期間は釈放後約5年であるにもかかわらず、日本では仮釈放後の残刑期間に限って保護観察を行う残刑期間主義を採用しているため、保護観察はせいぜい釈放後の数か月から6か月程度であり、再犯リスクの高い期間をカバーすることができない。そのため、仮釈放時に残りの残刑を猶予し、一定の期間、保護観察を行う考試期間主義を導入すべきと考えるが、日本では犯罪者の権利侵害であるとする批判が多い。

太田 達也 (おおた たつや)

慶應大学法学部教授。慶應大学法学部卒。主たる研究領域は刑事政策と被害者学。被害者学については、刑事手続における被害者の地位、被害者に対する支援、修復的司法などについて研究。比較法の領域では、アジアの刑事司法制度に関する研究を行っている。内閣府犯罪被害者等基本計画検討会委員。



武蔵野大学心理臨床センターにおける性暴力被害者の中長期支援の報告

武蔵野大学人間科学部教授、武蔵野大学心理臨床センター長 小西 聖子

センターは、大学付属機関として1999年に武蔵野キャンパスに開設され、2012年4月に有明キャンパスに移転した。被害者支援は活動の中心であり、被災者の支援も行っている。センターには一般相談部門と子ども相談部門がある。一般相談部門ではカウンセリング、PTSD(Posttraumatic Stress Disorder: 外傷後ストレス障害)治療のための認知行動療法のPE(Prolonged Exposure: 持続エクスポージャー法)等が行われており、今後はグリーフの治療であるCGT(Complicated Grief Therapy)も行う予定である。また裁判関連の支援グループも行っている。子ども相談部門はプレイセラピー、面接、PCIT(Parent-Child Interaction Therapy: 親子相互交流療法)、やDV(Domestic Violence: ドメスティック・バイオレンス)母子に対する支援も行っている。

平成22、23年度の相談件数は一般相談部門の面接件数が1000件から1500件程度、電話受理件数は800件から1500件程度である。また、子ども相談部門は電話受理件数が30件程度、面接は600件程度である。過去5年間に初めてセンターを利用した人のうち、何らかの被害に遭った人数は約300人であり、そのうち性暴力被害者は100人程度である。しかし、今年度の相談件数は移転したことで減少傾向にある。

センターの来談者は、「DV被害者」の場合、医療機関からの紹介が約7

小西 聖子 (こにし たかこ)

武蔵野大学人間科学部教授、心理臨床センター長。筑波大学大学院医学研究科修了。医師、臨床心理士。被害者支援、トラウマの臨床を長年にわたり研究。内閣府犯罪被害者等施策推進会議構成員。同基本計画「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」座長。

一方、性犯罪受刑者の半数近くは満期釈放となっているが、これらの満期釈放者については刑期が終わっているため、これまで何らの再犯防止策も取られてきていない。しかし、満期釈放者は再犯のおそれありとして仮釈放にし得なかった受刑者であるから、本来、何らかの再犯防止の対策を取るべきである。

以上の仮釈放や満期釈放の問題を一部解決するための制度が、先の国会に提出されていた刑法改正案で導入される予定であった刑の一部執行猶予である。これは刑期の最後の一歩の執行を猶予する代わりに猶予期間を設けて、刑事施設から釈放後も一定期間、猶予刑の取消の可能性を残し、必要に応じて保護観察を付けることができるものである。これにより、満期による釈放という形がなくなり、仮釈放に付する場合でも、1年以上5年以下の一定期間が関与することができるため、再犯防止策としても有効である。

釈放された性犯罪者に住所登録を義務付け、それを公開するメガソニク法は日本では採用されておらず、それでよいと思われるが、平成17年から実施されている性犯罪者の釈放情報を警察署に提供して犯罪の未然防止に役立てる再犯防止措置制度は実効性に乏しく、大阪の条例による住所登録制度も問題が大きい。

加えて、暗数として表面化しない親族等による性犯罪(性虐待)も問題である。日本の児童虐待の発見、通告、確認機能は弱く、児童相談所の機能も含め解題が山積している。



人間科学研究所構成員一覧

	氏名	所属等
所長	西本 照真	本学人間科学部長兼人間社会研究科長
運営員	橋本 修左	本学人間科学部教授 人間科学科 学科長
	小松 美智子	本学人間科学部教授 社会福祉学科 学科長
	小西 聖子	本学人間科学部教授
	深浦 勇	本学人間科学部教授
研究員	李 仁之	本学人間科学部教授
	大山 みち子	本学人間科学部教授
	川村 匠由	本学人間科学部教授
	北岡 和彦	本学人間科学部教授
	小西 啓史	本学人間科学部教授
	佐藤 信人	本学人間科学部教授
	春原 由紀	本学人間科学部教授
	辻 恵介	本学人間科学部教授
	野村 信夫	本学人間科学部教授
	藤森 和美	本学人間科学部教授
	北條 英勝	本学人間科学部教授
	渡辺 利子	本学人間科学部教授
	岩本 操	本学人間科学部准教授
	小俣 智子	本学人間科学部准教授
	熊田 博喜	本学人間科学部准教授
	矢野 明宏	本学人間科学部准教授
	渡辺 裕一	本学人間科学部准教授
客員研究員	網野 武博	東京家政大学家政学部教授、本学客員教授
	磯貝 隆夫	福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター教授、本学客員教授
	小原 収	かずさDNA研究所副所長、本学客員教授
	五島 直樹	産業技術総合研究所主任研究員、本学客員教授
	菅野 純夫	東京大学大学院新領域創成科学研究所教授、本学客員教授
	中島 聰美	国立精神・神経センター犯罪被害者等支援研究室長、本学客員教授
	夏目 徹	産業技術総合研究所チームリーダー、本学客員教授
	西川 哲夫	日立製作所中央研究所主任研究員、本学客員教授
	宮崎 純一	大阪大学大学院医学系研究科教授、本学客員教授
	山崎 美貴子	神奈川県立保健福祉大学前学長、本学客員教授
	山本 雅	沖縄科学技術大学院大学 細胞シグナルユニット教授、本学客員教授
	家村 俊一郎	福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター教授、本学客員准教授
	市山 浩二	シンガポール大学研究員、本学客員准教授
	河村 義史	バイオ産業情報化コンソーシアム JBIC研究所特別研究員、本学客員准教授
	若松 愛	バイオ産業情報化コンソーシアム JBIC研究所特別研究員、本学客員准教授
	立川 公子	武蔵野大学人間科学部人間科学科 非常勤講師、常盤大学人間科学部人間科学科 非常勤講師
	中崎 恭子	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神生理研究部 流動研究員

武蔵野大学人間科学研究所通信 | 第2号 |

Newsletter of the Institute of Human Sciences
Musashino University

企画編集・発行 / 武蔵野大学人間科学研究所 発行日 / 平成25年3月10日